

岩手県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、令和2年1月19日執行の岩手県議会議員二戸選挙区再選挙において候補者がポスターを掲示することができる日（以下「ポスター掲示開始日」という。）を次のとおり定める。

令和2年1月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

ポスター掲示開始日 令和2年1月10日